

蒲郡市地域防災リーダー登録制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた活動の活性化を支援するため、防災・減災について一定の知識及び技術を有し、防災・減災活動に深い関心を持つ者を蒲郡市地域防災リーダー（以下「地域防災リーダー」という。）として登録し、自主防災組織等に対し紹介することに関し必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 地域防災リーダーは、自主防災組織等を支援するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自主防災組織等の運営に関すること。
- (2) 日常的な防災・減災活動に関すること。
- (3) 災害対応力の向上に関すること。
- (4) 防災・減災知識の普及及び啓発に関すること。

(遵守事項)

第3条 地域防災リーダーは、前条各号に規定する活動に関し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと。
- (2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと。
- (3) 自主防災組織等の支援要望をできる限り尊重すること。
- (4) 知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと。

(登録資格)

第4条 地域防災リーダーの登録資格を有する者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士資格を有する者
- (2) 前号に規定する資格に相当すると認められる資格を有する者

(登録期間及び登録方法)

第5条 地域防災リーダーの登録期間は、登録した年度の4月1日から3月31日までの1年間とし、再登録を妨げない。ただし、登録が年度途中の場合は、登録の日から登録した年度の3月31日までとする。

2 地域防災リーダーの登録は、地域防災リーダー登録書（第1号様式）を市長に

提出することにより行うものとする。

(登録抹消)

第6条 市長は、地域防災リーダーが次の各号のいずれかに該当する場合には、地域防災リーダーの登録を取り消すことができる。

- (1) 地域防災リーダーとして相応しくない行為を行ったと認められる場合
- (2) 登録者本人から地域防災リーダーを辞退する旨の申出があった場合

(地域防災リーダーの紹介)

第7条 地域防災リーダーの紹介は、市内において10名以上の市民が参加し、かつ、営利を目的としない自主防災組織等に対して行うものとする。

2 地域防災リーダーの紹介を希望する自主防災組織等の代表者は、市長に対し、活動支援申込書(第2号様式)により、申込みを行うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 地域防災リーダーは、ボランティア活動を旨とし、活動(準備等を含む。)に対して報酬(謝礼等を含む。)及び費用弁償は、支給しない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。